

奈良県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
クオール薬局大和高田店	大和高田市東三倉堂町八一三	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成三十年九月三十日
フロンティア薬局大和高田店	大和高田市幸町三一ー一 オークタウン六階	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成三十年十月三十一日